

# 鶴岡市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

## < 目次 >

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・P.2～P.4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・P.4

令和8年3月  
鶴岡市教育委員会



# 1 計画の趣旨、現状

## (1)計画の趣旨

本計画は、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、教育目標の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的とし、教育職員が、専門性を最大限に発揮して、いきいきと児童生徒の教育に邁進できるような勤務状況に改善するために、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、文部科学大臣の指針及び山形県公立学校における働き方改革プランに基づき策定するものである。

鶴岡市教育目標で掲げる「ふるさと鶴岡を愛し未来をひらく、いのち輝く人づくりいのち輝く市民が躍動する環境づくり」、教育方針で掲げる「逞しさ、優しさ、賢さを育む学校教育の推進」を実現するには、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

働き方改革とは、勤務時間を削減することだけを目的にするのではなく、教育職員が限られた時間の中で最大の成果を出すために、業務の「精選」と「効率化」を推進し、本来担うべき業務に注力できる時間を創出することである。

鶴岡市教育委員会では、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、鶴岡市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

## (2)本市の現状

本市では、山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅱ期・令和5～7年度）で示された教育職員の時間外在校等時間を半期における月平均が80時間を超える教員数0人、年間における月平均が45時間を超える教員数0人という目標を踏まえ、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んでいる。

鶴岡市教育委員会は、これまで、時間外在校等時間集計システムを導入し勤務時間管理の徹底を図ったほか、校務支援システムを導入したり学校グループウェアを学校外でも利用できるようにしたりとICT環境を整えることによる業務の適正化や休日部活動の地域展開など、様々な取組を実施した。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る人数		月 80 時間を上回る人数	
		半期	年間	半期	年間
小学校	月 32 時間 41 分	111 人	69人	1 人	0人
中学校	月 31 時間 10 分	76 人	51人	0 人	0人

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数0人
- イ 年間における時間外在校等時間の月平均が45時間を超える教員数0人
- ウ 年間における時間外在校等時間の平均を30時間程度に縮減

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする  
【R7 結果 6.6%】
- イ ストレスチェックにおける健康リスクの値を60以下とする（全国平均 100）  
【R7 結果 65.8】
- ウ ストレスチェックにおける「働きがいがある」の値を60以上にする  
【R7 結果 58.9】

## 3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 基本的には学校以外が担うべき業務

- ① 登下校に関する対応
  - ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察やスクールガードリーダー、青少年育成センター指導員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・ 児童生徒が補導された時の対応は、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 法的な視点からの指導・助言を要する事案への対応
  - ・ 学校に対する過剰な苦情や不当な要求等については、学校だけで抱え込むことがないよう、弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

#### イ 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ④ 調査・統計等への回答
  - ・ 調査内容、回答方法等を精査・工夫し、学校における回答に係る事務負担を軽減する。
- ⑤ 校舎の開錠・施錠

- ・ 職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備するため、職員玄関のオートロック化の導入などを検討する。
- ⑥ 児童生徒の休み時間や清掃における対応
  - ・ 休み時間や清掃の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学校の職員等の輪番制や地域ボランティア等の参画により特定の教職員に負担が偏らないようにする。
- ⑦ 部活動
  - ・ すでに行っている部活動の休日地域展開に対する支援の継続と平日部活動の地域展開の推進に関する調査・研究を進める。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑧ 授業準備や学習評価、成績処理
  - ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を積極的に活用するとともに、デジタル技術の活用を促進する。校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用するなど、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ⑨ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、学校教育支援員、スクールソーシャルワーカーを配置し、個に応じた支援の充実を推進する。不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センター「おあしす」の機能強化や校内教育支援センター推進員等による校内教育支援センターの拡充など効果的な支援を促進する。
  - ・ 子育て、福祉等の関係機関と連携・協働し、必要な支援体制を構築する。

## (2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しや放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有や校務の効率化を図る。

## (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 3カ月連続で1カ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。

- ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 工 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 才 週1日以上の変時退校日の設定と長期休業等の期間中に連続5日間以上の閉校期間の設定を推奨する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を市教育委員会で毎月把握する。また、毎年度、鶴岡市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。